

『保険薬局の知識(110):新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療【公費 28】について』

(2020年9月/店舗運営管理課作成)

令和2年5月1日以降に新型コロナウイルス感染症の軽症者(宿泊施設や自宅で安静・療養中)で処方箋に公費番号28(指定感染症公費負担等)で記載されてきた場合は、保険薬局指定を受けている薬局であれば公費として下記の通り、取り扱うことができます。

1.公費の対象となる医療

- ①都道府県等が実施する宿泊療養または自宅療養の対象となった軽症者が受けた医療であること
- ②軽症者が都道府県等の実施する宿泊療養または自宅療養を受けている期間に受けた医療であること
- ③新型コロナウイルス感染症に係る医療であること(新型コロナウイルス感染症に関するものでない医療は対象外、処方箋の摘要欄に「CoV 自宅」または「CoV 宿泊」の記載があることを確認する)

2.患者負担金額

患者自己負担金額は0円

※新型コロナウイルス感染症に係る医薬品のみが公費対象のため、それが不明な場合は医療機関に疑義照会をして確認する。

3.公費請求のレセプト記載について

《公費負担番号》

薬局の所在地の都道府県により下記の公費番号を使用する

北海道	28010601	石川県	28170603	岡山県	28330603
青森県	28020600	福井県	28180602	広島県	28340602
岩手県	28030609	山梨県	28190601	山口県	28350601
宮城県	28040608	長野県	28200608	徳島県	28360600
秋田県	28050607	岐阜県	28210607	香川県	28370609
山形県	28060606	静岡県	28220606	愛媛県	28380608
福島県	28070605	愛知県	28230605	高知県	28390607
茨城県	28080604	三重県	28240604	福岡県	28400604
栃木県	28090603	滋賀県	28250603	佐賀県	28410603
群馬県	28100600	京都府	28260602	長崎県	28420602
埼玉県	28110609	大阪府	28270601	熊本県	28430601
千葉県	28120608	兵庫県	28280600	大分県	28440600
東京都	28136802	奈良県	28290609	宮崎県	28450609
神奈川県	28140606	和歌山県	28300606	鹿児島県	28460608
新潟県	28150605	鳥取県	28310605	沖縄県	28470607
富山県	28160604	島根県	28320604		

※注意事項※

都道府県外の医療機関からの処方箋の場合、医療機関の所在地の都道府県の公費番号が記載されてきますが、薬局では上記の薬局の所在地の都道府県の公費負担者番号に読み替えて取り扱う必要があります。

《受給者番号》

「9999996」【7桁】(全国共通)

※参考文献:保医発0430第4号 令和2年4月30日 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載について/厚生労働省保険局医療課長